

第5回政務活動費検討委員会委員会記録【要旨版】

日 時：平成29年6月28日（水）

午前10時00分から午前11時37分

場 所：議会第2委員会室

回	検討項目	確認事項等
5	(1) 政務活動費の運用 における課題について	<p>・協議に入る前に、事務局より、前回の委員会で委員より要望があった要請・陳情活動の相手先に係るこれまでの経過等について、資料により説明。</p> <p>1 按分の考え方について 事務局より、前回の委員会で委員より要望があった按分率の中核市、県内市の状況について、資料により説明。 これを受け、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <p>【自動車燃料費について】</p> <p>・現在の按分率である4分の1を決めた時に比べ、現在は政務活動の仕事の幅が広がっていることを考えると、上限1万円の中で、按分率を2分の1、3分の1に広げる意味はあると考える。</p> <p>・按分率については現在のまま（4分の1）でよいと考える。</p> <p>・実費で請求するのが一番よいが、実際、議員活動と私的活動の区別が困難であることから、按分率を採用した経緯があることを思い出しておかなければならないと思う。</p> <p>・按分率4分の1は厳しいと感じる部分もあるが、公費からの支出であり、透明性を高めるという観点から、現状どおりでよいと考える。</p> <p>・政務活動の範囲が広いことを考えると、上限が1万円と決まっているので、按分率を2分の1にしてもよいと考える。</p> <p>・政務活動の必要経費のあり方として、按分率4分の1は真っ当であり、市民に対して十分説明に耐え得ると認識している。</p> <p>・市民への説明責任ということを見ると、あえて按分率4分の1を広げるとは疑問があることから、現状維持でよいと考える。</p> <p>【通信費について】</p> <p>・現状のままで市民に十分説明できることから、按分率4分の1でよいと考える。</p> <p>【備品について】</p> <p>・備品は基本的には会派控室で使うものであるため、現状どおり全額政務活動費の対象としてよいと考える。</p>

	(2) その他	<p>【事務機器等リース料について】</p> <p>・コピー機、パソコン、ファックスなどは必要なものであるため、現状どおり全額政務活動費の対象としてよいと考える。</p> <p>「按分の考え方」については、会派で話し合ったうえで、次回、再度協議することを確認した。</p> <p>2 現金以外の取り扱いについて (前回、協議がなされなかった、金券(図書券、図書カード、商品券等)での支払いの考え方について協議)</p> <p>以下のとおり委員から意見が出された。</p> <p>・付加価値が付いている金券を政務活動費の支払いに使用するべきではないと考える。</p> <p><協議の結果></p> <p>政務活動費を充当する経費を金券(図書券、図書カード、商品券等)での支払いは認めないことに決した。</p> <p>委員から、要請・陳情活動の相手先、備品の耐用年数について、協議項目への追加の要望があり、今後、協議項目とすることとなった。</p> <p>事務局から、政務活動費の領収書等のウェブ公開について、委託業者の決定、公開予定時期を説明した。</p>
--	---------	--